

岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する事務処理要領

(平成18年3月31日 工検第243号)

この事務処理要領は、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、低入札価格又は特別重点調査対象価格における調査を行う必要のある入札及び最低制限価格を設定する入札に関する事務取扱いを定めるものであり、事務手続きは別紙1又は別紙2により行うものとする。

(低入札価格又は特別重点調査対象価格における調査手順)

- 1 収支等命令者は、要領第9に定める低入札価格調査の実施において、低入札調査基準価格を下回る落札候補者に対し、要領第9の調査の対象である旨を申し述べ、その翌日から起算して7日以内（「岐阜県の休日を定める条例」（平成元年条例第五号）第1条第1項に定める日（以下「休日」という。）を除く）に様式2～17による低入札価格調査票（以下「調査票」という。）を提出させる。
また、収支等命令者は、要領第10に定める特別重点調査の実施において、特別重点調査対象価格を下回る落札候補者に対し、要領第10の調査の対象である旨を申し述べ、その翌日から起算して7日以内（「岐阜県の休日を定める条例」（平成元年条例第五号）第1条第1項に定める日（以下「休日」という。）を除く）に様式22～38による特別重点調査資料（以下「調査資料」という。）を提出させる。
なお、低入札価格調査又は特別重点調査の対象者が要領14（1）による追加の専任技術者（以下「追加配置技術者」という。）を配置することができない場合は、様式1による低入札価格調査辞退届又は様式21による特別重点調査辞退届を調査票の提出と同様に起算して3日以内（休日を除く）に提出させ、当該対象者を失格とする。
- 2 収支等命令者は、低入札価格調査の対象者から調査票の提出を受けた後、提出資料に疑義がある場合は、内容についてヒアリングを行う。
- 3 収支等命令者は、特別重点調査の対象者から調査資料の提出を受けた後、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、当該対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）からヒアリングを行う。なお、ヒアリングの日時及び場所は当該対象者に追って通知する。
- 4 要領第9に定める調査は、次の(1)から(19)により行う。
なお、収支等命令者は以下の資料に加えて、より詳細な資料の提出を求めることができる。
 - (1) その入札価格により入札した理由（様式3）。
当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。
 - (2) 入札価格の内訳書及び明細書（様式4）
入札価格の内訳書及び明細書から以下の内容を確認する。
 - ①数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。
 - ②材料・製品は、設計仕様に合致した品質・規格を有すること。
 - ③材料単価は、適切な取引価格に基づくものであること。
 - ④労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適切に計上されていること。
 - ⑤諸経費の計上は妥当であること。
 - (3) 下請業者との関係（様式5・6）
下請業者との取引が予定されている場合は、施工体制台帳及び施工体系図並びに下請け業者から提出された見積り等から下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているかを確認する。
 - (4) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（様式7）
 - (5) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（様式8）
手持ち工事の状況から、間接費（営繕損料、現場管理費等）の節減が可能かどうかを確認する。
 - (6) 配置予定技術者（様式9）
当該工事に配置を予定する主任技術者等（追加配置技術者を含む）について、資格要件及び他の手持ち工事の状況との関係を確認する。
 - (7) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件（様式10）
位置図等から監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等により、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
 - (8) 手持ち資材の状況（様式11）
手持ち資材を当該工事で活用するとしている場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
【具体例】
 - ・仮設鋼矢板及び支保材、足場材等、二次製品の活用をする。

- ・コンクリート用型枠等を活用する。
 - ・安全管理資材を保有している。
 - ・契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。
- (9) 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式12）
当該工事で使用する資材について、具体的購入先、購入数量及び購入先と入札者の関係を確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
- 【具体例】
- ・手形割引でなく現金決済による値引きが可能である。
 - ・系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
 - ・永年にわたる取引がある。
- (10) 手持ち機械数の状況（様式13の1・13の2）
当該工事において手持ちの建設機械等を使用するかどうかを確認するとともに、低価格との関連性について確認する。また、リース機械についても同様に確認する。
- 【具体例】
- ・手持ちの建設機械等の活用が可能であり、損料計上が優位である。
 - ・資産償却が終わっており、損料が不要である。
 - ・系列会社からの取引、又は永年にわたる取引がある。
- (11) 労務者の具体的供給見通し（様式14・15）
労務者について、確保計画及び配置計画によって適切な施工が可能かを確認する。
- (12) 過去に施工した公共工事名及び発注者（様式16）
過去5年間に施工した公共工事について以下の内容を確認する。
- ①過去に施工した公共工事の内容について確認する。
 - ②岐阜県発注工事において低入札受注工事の実績があれば報告させ、(1)～(11)に係る内容について確認する。
- (13) 建設副産物の搬出地（様式17）
建設副産物の搬出地の状況について以下の内容を確認する。
- ①建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
 - ②適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。（処理価格も含む）
- (14) 経営内容
国交省の登録を受けた経営状況分析機関が発行した経営規模等評価結果通知書の写しを提出させ、経営状況結果一覧（様式18）を作成し、財務状況について確認する。
- (15) (1)から(14)までの資料及び事情聴取した結果についての調査検討
調査の観点に基づき実施した上記(1)～(14)の資料及び事情聴取結果並びに(2)の内訳書との整合性について調査し、低価格で入札されたことによって、契約の内容に適合した履行が可能であるか否かを検討する。
- (16) (12)の公共工事の成績状況
工事成績評定点を収支等命令者が調査する。
- (17) 経営状況（取引金融機関、保証会社への照会）
「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年6月12日法律第184号）に定める前払金保証事業会社に様式19により照会し、調査対象者が主要取引銀行からの取引停止及び手形不渡りの発生等の情報がないかを確認する。
- (18) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払い遅延状況等）
建設業法における監督処分の状況を調査する（県ホームページ（建設業許可の広場－建設業法に基づく監督処分）、国土交通省ホームページ（建設業者の不正行為等に関するコラボレーションシステム）等）ほか、下請代金の支払遅延等について、契約の履行がなさないおそれがないか関係機関（県土整備部技術検査課に様式20により照会、公正取引委員会ホームページ等）に確認する。
- (19) その他必要な事項

5. 要領第10に定める調査は、次の(1)から(30)により行い、記載要領は別紙3のとおりとする。なお、収支等命令者は以下の資料に加えて、より詳細な資料の提出を求めることができる。また、特別重点調査の対象者は、以下の資料に加えて、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

(1) その入札価格により入札した理由（様式23）。

当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。

(2) 入札価格の内訳書及び明細書（様式24-1・24-2・24-3）

入札価格の内訳書及び明細書から以下の内容を確認する。

①数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。

②材料・製品は、設計仕様に合致した品質・規格を有すること。

③発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上されていること。

④計上する金額は、計数的根拠のある合理的かつ現実的なものとなっていること。

- ⑤自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上されていないこと。
- ⑥現場管理費の費目に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などが適切に計上されていること。なお、様式28に記載する技術者及び様式37-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とされていること。
- ⑦一般管理費等の費目に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などが適切に計上されていること。
- ⑧入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用を含む。）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上されていること。
- ⑨工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上が行われていないこと。
- (3) コスト縮減額（様式25）
コスト縮減が可能かを確認する。
- (4) 下請予定業者名等（様式5・6・26）
下請業者との取引が予定されている場合は、施工体制台帳及び施工体系図並びに下請け業者から提出された見積り等から下請に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているかを確認する。
- (5) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（様式27-1）
- (6) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（様式27-2）
手持ち工事の状況から、経費削減が可能かどうかを確認する。
- (7) 配置予定技術者（様式28）
当該工事に配置を予定する主任技術者等（追加配置技術者を含む）について、資格要件及び他の手持ち工事の状況との関係を確認する。
- (8) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件（様式29）
位置図等から監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等により、経費等の節減が可能かどうかを確認する。
- (9) 手持ち資材状況（様式30-1）
①手持ち資材を当該工事で活用している場合は、具体的な数量・活用方法及び保管状況を確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
【具体例】
 - ・仮設鋼矢板及び支保材、足場材等、二次製品の活用をする。
 - ・コンクリート用型枠等を活用する。
 - ・安全管理資材を保有している。
 - ・契約対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。②手持ち資材の原価について、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合も含めて記載されていることを確認する。
- (10) 資材購入先及び購入先と入札者の関係（様式30-2）
①当該工事で使用する資材について、具体的な購入先、購入数量及び購入先と入札者の関係を確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
【具体例】
 - ・手形割引でなく現金決済による値引きが可能である。
 - ・系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。
 - ・永年にわたる取引がある。②資材の単価が合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (11) 手持ち機械数の状況（様式31-1）
①当該工事において手持ちの建設機械等を使用するかどうかを確認するとともに、低価格との関連性について確認する。
【具体例】
 - ・手持ちの建設機械等の活用が可能であり、損料計上が優位である。
 - ・資産償却が終わっており、損料が不要である。②手持ち機械の使用に伴う原価について、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合も含めて記載されていることを確認する。
- (12) 機械リース元（様式31-2）
①「単価」の欄に記載されている金額が、機械リース予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
②手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合については、「単価」の欄に記載されている金額が、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定

- 日数で按分した金額に運転経費を加えた額。) (いずれも過去1年以内のものに限る。) 以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (13) 労務者の具体的供給見通し、工種別労務者配置計画 (様式15・32)
①労務者について、確保計画及び配置計画によって適切な施工が可能かを確認する。
②労務単価の見積額が、合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (14) 過去に施工した公共工事名及び発注者 (様式33)
過去5年間に施工した公共工事について以下の内容を確認する。
①過去に施工した公共工事の内容について確認する。
②岐阜県発注工事において低入札受注工事の実績があれば報告させ、(1)～(13)に係る内容について確認する。
- (15) 建設副産物の搬出地 (様式34)
建設副産物の搬出地の状況について以下の内容を確認する。
①建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。
②適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。
③「受入れ価格」の欄に記載されている金額が、当該会社の取引実績 (過去1年以内の受入れ実績に限る。) のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (16) 建産副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画 (様式35)
「運搬予定者への支払予定額」の欄に記載されている金額が、当該運搬予定者が取引した実績 (過去1年以内の受入れ実績に限る。) のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (17) 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式36-1)
①品質管理の取組みに要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該取組みに要する費用の総額 (契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。) が計上されていることを確認する。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績 (過去1年以内のものに限る。) のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載されている金額を、入札者 (元請) が負担する場合は、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等により、当該金額が合理的かつ現実的なものであることを確認する。
④「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等 (経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの) により、当該金額が合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (18) 品質確保体制 (品質管理計画書) (様式36-2)
①品質管理のための各種試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該試験に要する費用の総額が計上されていることを確認する。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績 (過去1年以内のものに限る。) のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (19) 品質確保体制 (出来形管理計画書) (様式36-3)
①出来形管理のための各種検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該検査に要する費用の総額が計上されていることを確認する。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績 (過去1年以内のものに限る。) のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (20) 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等) (様式37-1)
①教育、訓練等のための取組に要する費用積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該取組に要する費用の総額 (契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。) が計上されていること。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績 (過去1年以内のものに限る。) のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
- (21) 安全衛生管理体制 (点検計画) (様式37-2)
①点検を実施するために要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄に当該点検に要する費用の総額が計上されていることを確認する。
②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績 (過去1年以内のものに限る。) のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。
③「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載されている金額を、入札者 (元請) が負担する場合は、

「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等により、当該金額が合理的かつ現実的なものであることを確認する。

④「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）により、当該金額が合理的かつ現実的なものであることを確認する。

(22) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式37-3）

①仮設備の設置及びその管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合、「諸費用」の「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額が計上されていることを確認する。

②「諸費用」の「見込額」に記載されている金額を下請予定業者が負担する場合は、当該金額が、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであることを確認する。

(23) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式37-4）

①交通誘導員の派遣を受ける場合は、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額であるなど、記載されている単価が合理的かつ現実的であることを確認する。

②自社社員を交通誘導員に充てる場合にあつては、過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等により、記載されている単価が合理的かつ現実的なものであることを確認する。

③交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図などにより、適正な交通規制方法となっていることを確認する。

(24) 誓約書（様式38）

適切に記名・押印されていることについて確認する。

(25) 経営内容

国交省の登録を受けた経営状況分析機関が発行した経営規模等評価結果通知書の写しを提出させ、経営状況結果一覧（様式18）を作成し、財務状況について確認する。

(26) (1)から(25)までの資料及び事情聴取した結果についての調査検討

調査の観点に基づき実施した上記(1)～(25)の資料及び事情聴取結果並びに(2)の内訳書との整合性について調査し、低価格で入札されたことによって、契約の内容に適合した履行が可能であるか否かを検討する。

(27) (14)の公共工事の成績状況

工事成績評定点を収支等命令者が調査する。

(28) 経営状況（取引金融機関、保証会社への照会）

「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年6月12日法律第184号）に定める前払金保証事業会社に様式19により照会し、調査対象者が主要取引銀行からの取引停止及び手帳不渡りの発生等の情報がないかを確認する。

(29) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請け代金の支払い遅延状況等）

建設業法における監督処分状況を調査する（県ホームページ（建設業許可の広場－建設業法に基づく監督処分）、国土交通省ホームページ（建設業者の不正行為等に関するコラボレーションシステム）等）ほか、下請代金の支払遅延等について、契約の履行がなさないおそれがないか関係機関（県土整備部技術検査課に様式20により照会、公正取引委員会ホームページ等）に確認する。

(30) その他必要な事項

6 低入札価格調査及び特別重点調査結果の概要については、公表する。

7 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

8 収支等命令者は、要領第9（1）に定める最低価格入札者等に係る調査票、ヒアリング内容及び経営状況等により様式39を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会に諮る。

9 収支等命令者は、要領第10（1）に定める最低価格入札者等に係る調査資料、ヒアリング内容及び経営状況等により様式40を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会に諮る。

10 要領第11に定める書面は、様式41による。

11 要領第12に定める意見書は、様式42による。

12 収支等命令者は、低入札価格調査又は特別重点調査の審査結果を様式39又は様式40に記入するとと

もに、入札者全員に結果を通知する。

- 13 収支等命令者は、低入札価格調査又は特別重点調査を実施した工事において、履行可能と判断され契約した工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督員に引き継ぎ、監督員は「岐阜県建設工事共通仕様書」第1章第1編1-1-20に基づき重点監督を行う。
- 14 収支等命令者は、要領第9により低入札価格調査を行った場合又は要領第5（1）により失格とした場合は、当該入札案件の契約締結後速やかに、様式4.3により報告書を作成し、技術検査課へ提出すること。
- 15 収支等命令者は、要領第6により失格とした場合は、当該入札案件の契約締結後速やかに、様式4.4により報告書を作成し、技術検査課へ提出すること。
- 16 収支等命令者は、要領第10により特別重点調査を行った場合は、当該入札案件の契約締結後速やかに、様式4.5により報告書を作成し、技術検査課へ提出すること。

（基準及び制限価格の算出及び失格判断基準の算定）

- 17 要領第4、5、6及び7により基準価格、失格判断基準、制限価格及び対象価格を算定する場合における費目区分は、別紙4のとおりとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

（平成11年4月1日付け建政第38号「基盤整備部建設工事低入札価格調査に関する要領」は廃止する。）

附 則

この要領は、平成18年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。